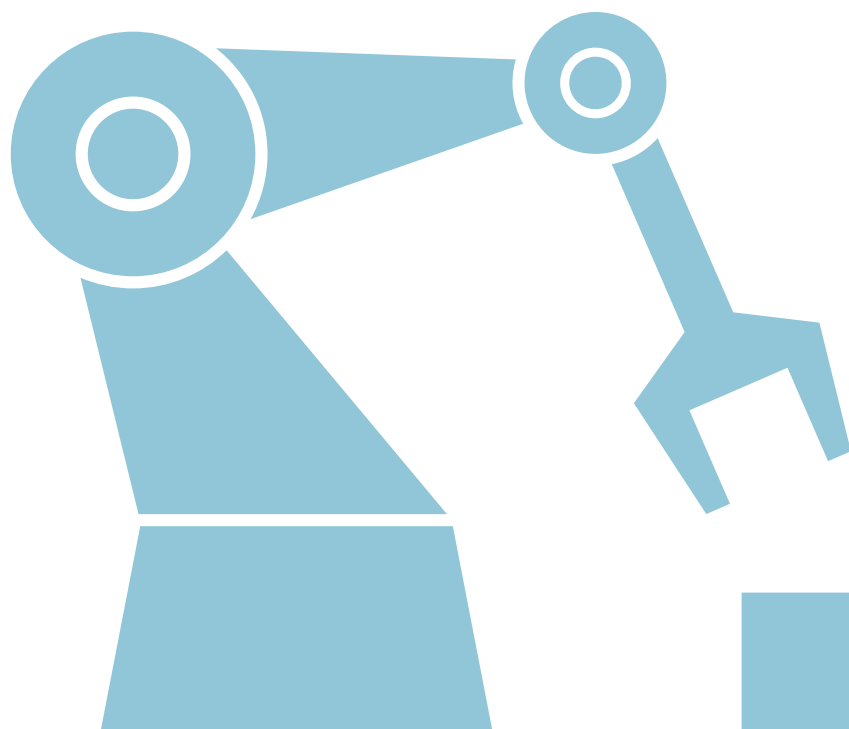
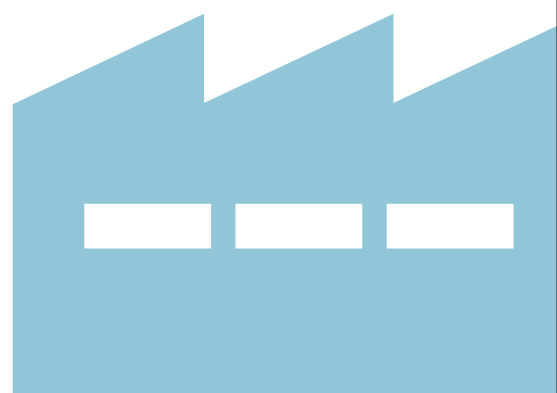


データ利活用のてびき

— 正しいデータ利活用で新たな価値を生み出そう！ —



CONTENTS

データ利活用の利点とは
データ利活用で
新たな企業価値を見出そう！

社内での役割

- ・ 経営者による環境づくり
- ・ 実務者によるデータの見極め

実務者の注意点

- ① 提供
- ② 取得・保有
- ③ 使用

限定提供データとは

データを不正流通から守るために

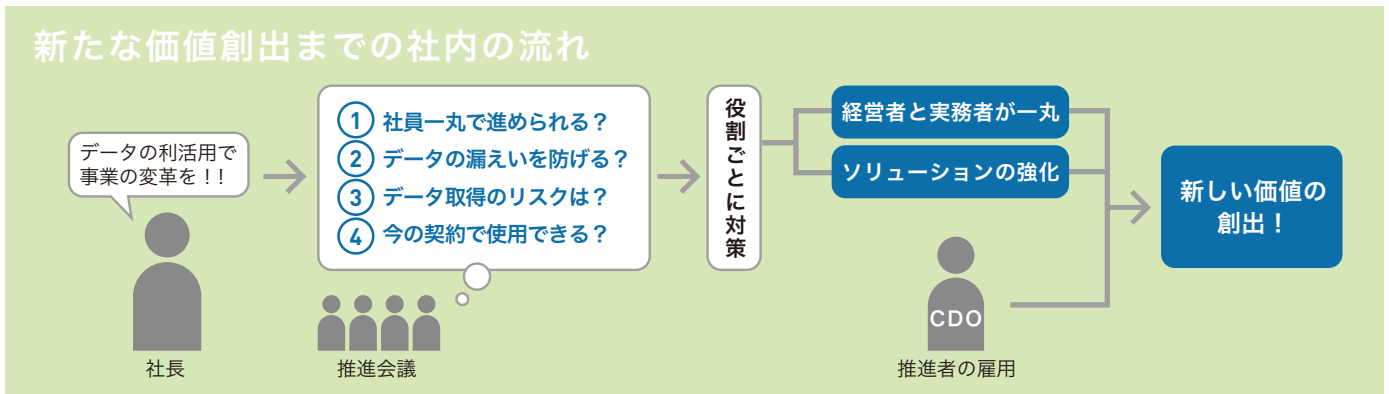
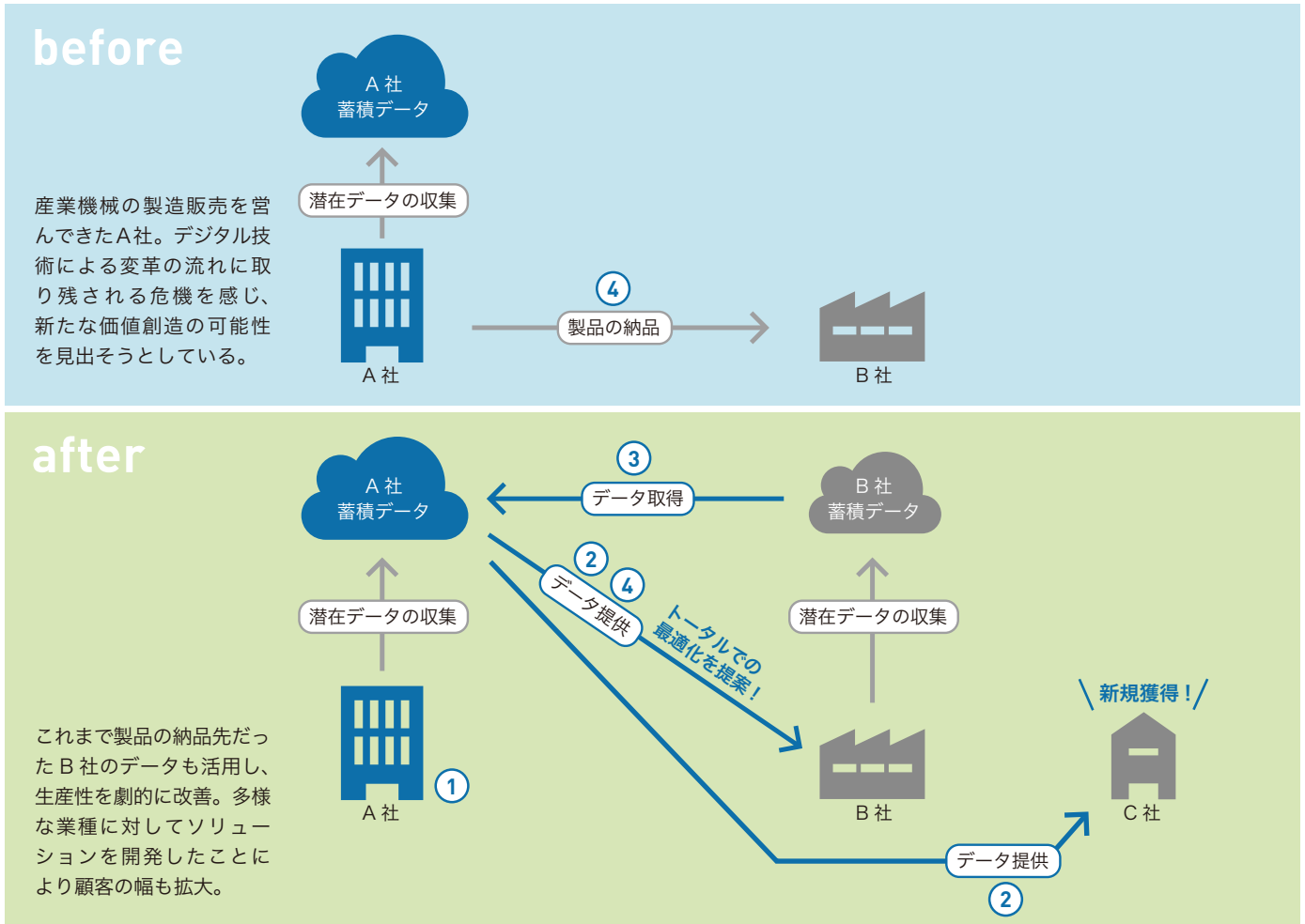
こんな時どうする？

- ・ 部門ごとに対応できない場合は？
- ・ 万が一の不正行為への備えは？

01

データ利活用の利点とは

データ利活用で 新たな企業価値を見出そう！



- ① 社員一丸で進められる？ ▶ 経営者のリーダーシップや推進者の雇用などによる環境づくり (P03)
- ② データの漏えいを防げる？ ▶ 不正競争防止法上の限定提供データとして保護 (P06)
- ③ データ取得のリスクは？ ▶ 自社と他社のデータを分離して管理 (P08)
- ④ 今の契約で使用できる？ ▶ 既存の契約を確認し、使用範囲などを規定 (P10)

データ利活用による成功事例

経済産業省が作成した「データ利活用のポイント集」には、本てびきの内容の詳細に加え、データ利活用における懸念事項のQ & Aや他の事例、契約条項等を掲載しており、合わせて読むことで理解が深まります。

その1 見えないノウハウのデータ化で新たな顧客ニーズに対応！

【製造業 E 社】

工場の生産計画でデータを使えないかコンサルティング会社に相談（→ポイント集 P23）

課題

- 作業員個人に紐づくノウハウ、顧客の傾向や地域の傾向が明文化されていない。
- デジタルデータとして存在しない。または、データが分析可能な形式ではない。
- ビジネスの変化に合わせて情報を適正化することが困難。

対策

- コンサルティング会社に相談し、データサイエンティストを主とした専門チームが、製造時の業務を徹底理解。
- 製造時の作業を統計的にデータとして抽出。
- 過去作業履歴も分析して作業員のパターンを抽出。

結果

- 従来見落とされていたデータを抽出することで、熟練作業員の作業負担の軽減やノウハウ伝承の問題を解決することができ、顧客への提案につながった。
- 顧客のシステム導入後も、結果をフィードバックすることで継続的に更新し、ビジネスの変化にも対応。

その2 建設プロセス全体のデータ収集と管理で社会課題に貢献！

【建設業 F 社（建機の製造販売）】

建設プロセス全体の最適化をするためにプラットフォームを運用（→ポイント集 P16）

課題

- 「需要・供給のミスマッチ」という建設業ならではの社会課題がある。（「高齢化・若手の業界離れ」労働供給力の不足と「老朽化する社会インフラの更新」という建設需要拡大）
- 情報通信技術化（ICT）を進めているが、複数の工事事業者が携わることから、各種データは事業者ごとに管理され、個社では、一部のデータしか取れない。

対策

- 建設プロセス全体の「情報の収集・蓄積・解析の機能」を有するプラットフォームを合併事業複数社で設立&運用。

結果

- 建設プロセス全体のデータを利活用することで、建機へのタイムリーな燃料の補給や人員の配備による生産性の向上だけでなく、作業内容の共有により現場の安全性も向上。
- データの適切な権限管理のもと、プラットフォームへソリューションやアプリケーションが提供されることで、データ提供者や顧客にもメリットが生まれ win-win の構図を描いている。

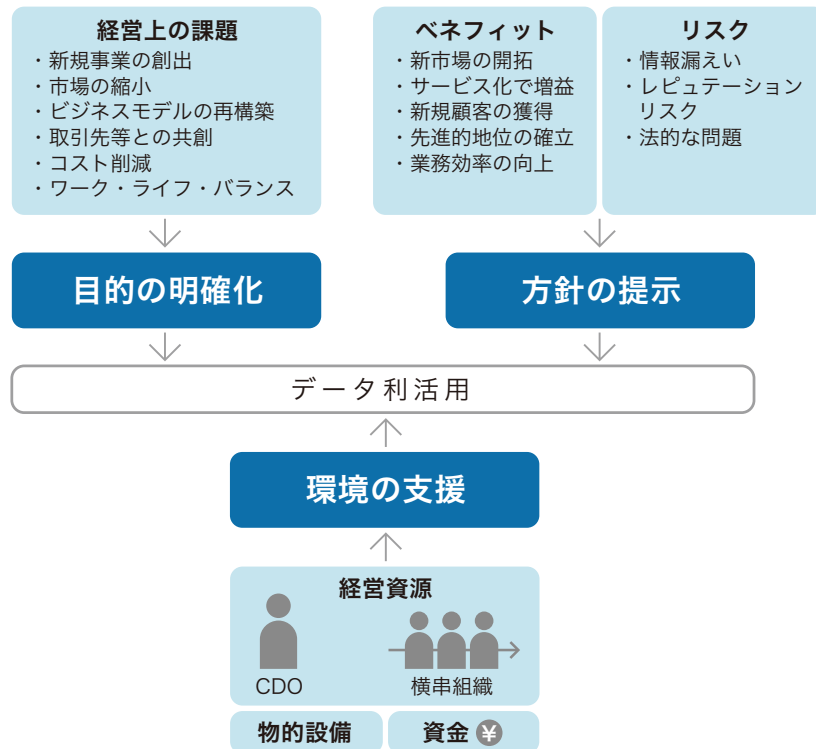
【現在の状況】

データ利活用は、経営資源の投入とリスクテイクによって新たな収益機会の獲得、既存事業の付加価値向上、生産性の向上といったベネフィットを得ようとする投資的な意味合いの強い行動であるものの、企業によっては、何から手をつければいいのか分からない、あるいは、リスクテイクが難しいという漠然とした不安や懸念を抱く企業が未だに多い。

経営者による環境づくり

◆社内統制を図り、実務者をサポートするための環境を整える

経営上の課題から「目的の明確化」、データ利活用によるベネフィットとリスクを踏まえて「方針を提示」、組織的な能力の底上げのために、人的資源・物的設備・資金を確保などの「環境の支援」を実施する。データ利活用は、試行的な要素が強いため、短期の成果が出ない可能性を理解し、「将来性を見込んだ成長基盤」として長期的な目線で評価することが大切。



成功事例

経営者の関わりで社員にやりがい

社長が本部長を兼任する組織を新設したことで、社内でのデータ利活用の垣根を無くした。これにより、本部長である社長と実務者が、方向性を確認する目的で頻繁かつ直接的に意見交換が可能に。データ利活用推進に対する社長の方針が社内外に明示されたことにより、社員がスピーディに、使命感を持って取り組み始めた。

社長のリスクテイクにより売り上げ大幅 UP!

仕入れ先の企画部や開発部に声をかけ、購買データを自由に提供するラボを開催。法的な問題への対策によってリスクを最小化したことで、最終的には社長がリスクテイクを判断できた。異業種間のコラボによる魅力的な商品が次々と生まれ、売り上げが数十倍に。データのコンサルティングという新たな事業創造にもつながった。

失敗事例

実務者への丸投げ

社長が目的や方針を定めずに、実務者にデータ利活用を命じるだけでは何も進まない。明確な方針がないため部門間のデータ提供でさえ決定権者が定まらず、各所で無駄な調整業務が発生してしまう。また、知財法務部門の助言が求められない場合には、法的な観点での検討が疎かになり、データの漏えい等による連携企業との関係悪化やネット上での炎上等につながる事が考えられる。

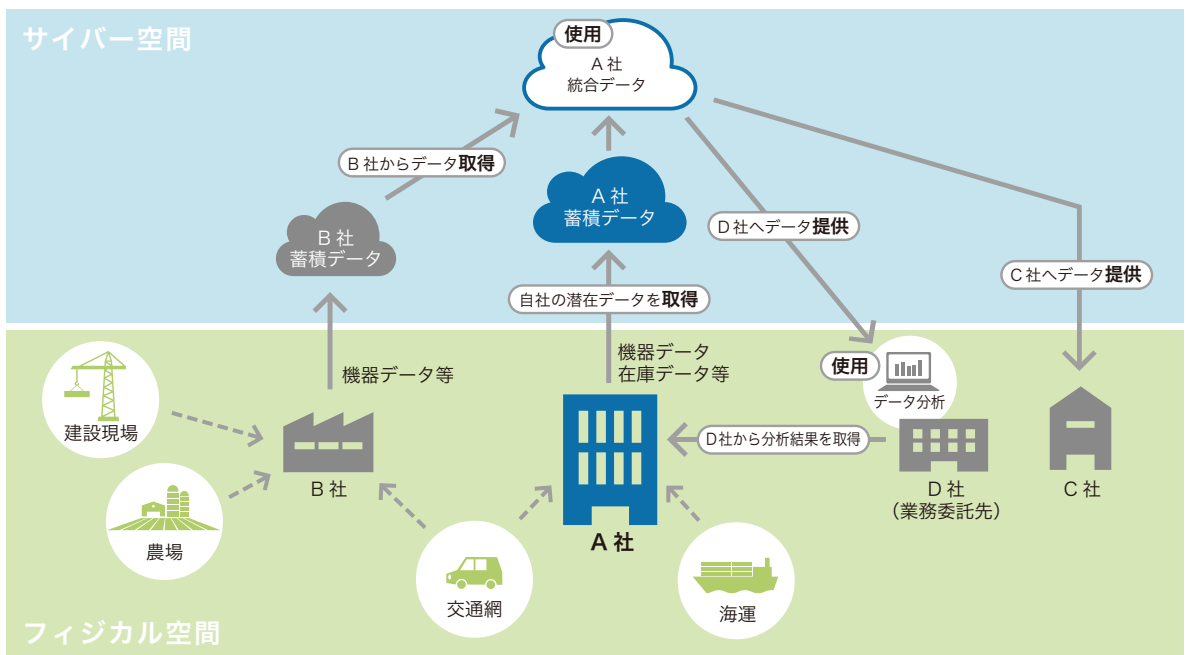
実務者によるデータの見極め

◆目的達成のために必要なデータを特定

データを社内で取得・保有可能かどうかを検討し、社内で取得できないデータは、他社から取得することを検討。また、どのようなデータを、誰が、どの程度保有し、どの範囲(目的・期間・地域等)で利活用可能か特定する。

◆データの「提供」、「取得・保有」、「使用」を自社に合わせて検討

分析のために他社にデータを提供する場合や、営業秘密を含む他社データを取得する場合、自社データと他社データを統合して使用する場合等、様々なケースに合わせて契約・システム・法律等の検討すべきことがある。



データ利活用の類型	ベネフィット	留意点
提供	<ul style="list-style-type: none"> データの分析結果のフィードバックによる自社製品の性能・効率向上 提供先を異業種に広げ、新たな関係構築によって新規顧客を獲得 インフラやデータベースの整備により、新たなビジネスモデルを構築 	P05-06 参照
取得・保有	<ul style="list-style-type: none"> 新サービスのためにデータを継続的に取得・保有し、事業を拡大 データを取得する仕組みを構築することで、既存製品の付加価値向上や付加サービスを提供 	P07-08 参照
使用	<ul style="list-style-type: none"> フィードバック情報や稼働データを活用した商品・サービスの開発、改良 他社データと自社データの合成や統計処理等の加工によりデータの性質を把握可能 	P09-10 参照

【データの取扱いについて】

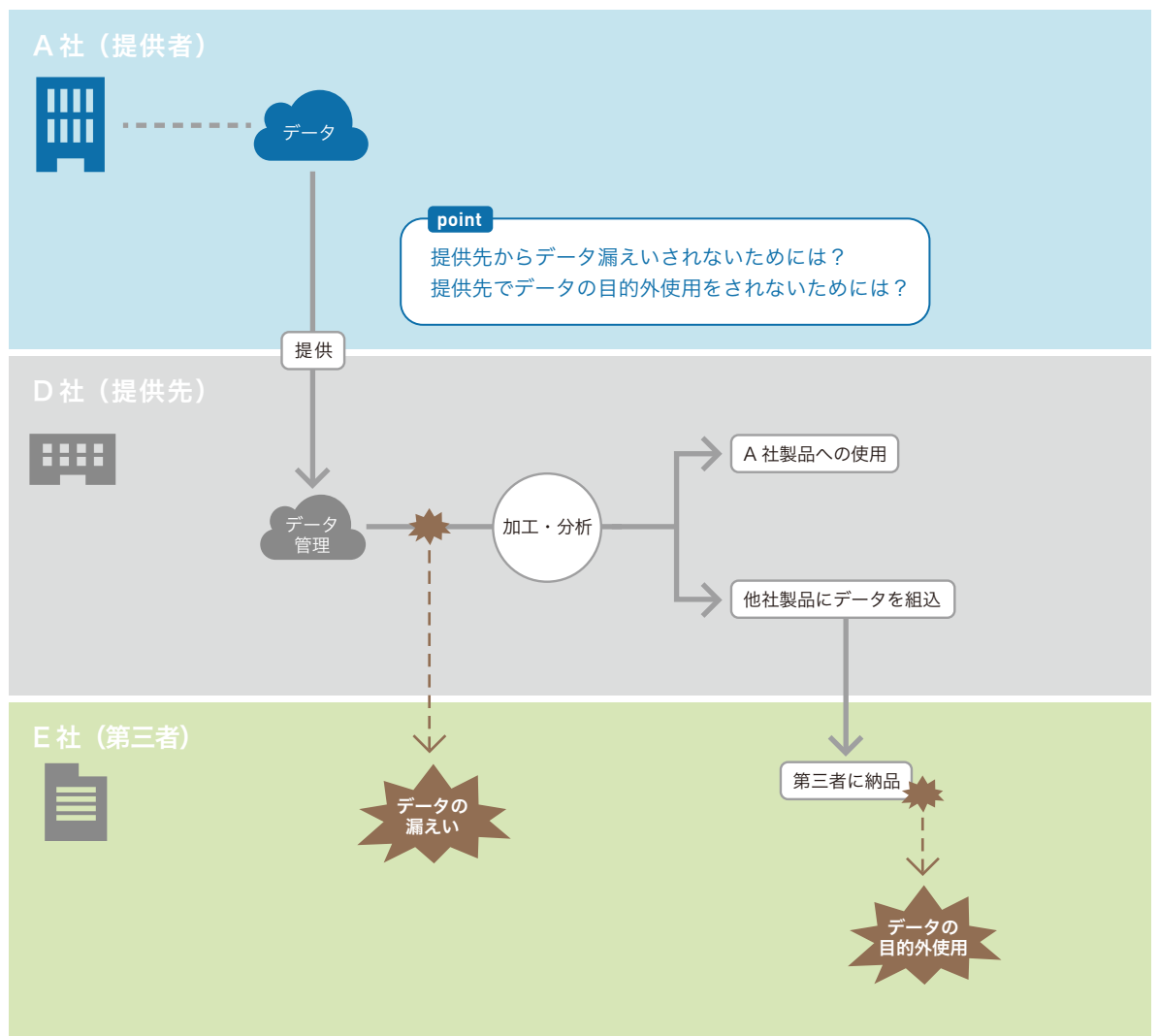
無体物であるデータは、所有権等の対象にならないところ、「データ・オーナーシップ」が当事者の合意によるため、契約上の取り決めが重要となる。また、特許権等の知的財産権のライセンス契約は、法律上付与された排他的権利を行使しないという合意が中心となる一方、データには、排他的権利が法律上付与されていない。したがって、データは、取り扱いについて契約で合意しておく重要性が高いことと、知的財産権とデータとでは契約の考え方が異なることに留意されたい。(経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1 版」(令和元年 12 月)16 頁参照。)

提供先での漏えいや、 目的外使用を防ぐためには？

データ提供のメリットとして、分析結果のフィードバックによる自社製品の性能・効率向上や、提供先を異業種へ広げることによる新規顧客の獲得や新製品の創出、また、インフラやデータベースが整備されることにより新たなビジネスモデルの構築等が考えられる。

一方で、対策を打たずに闇雲に提供してしまうと、データの漏えいや、契約で定められた目的以外に使用され不利益が生じることも。可能性のあるリスクを検討しておくことが大切。

データ提供の時系列イメージ



データの性質を踏まえた対策をしよう！

point 1 契約による対策

対象となるデータについて、第三者への提供禁止を規定 (→ポイント集 Q.1, Q.8)

データは、所有権等の対象とはならないことから、対象となるデータの取扱いは契約で定める必要がある。つまり、規定がない場合には、提供先から第三者に提供データを自由に提供できることにもなりかねないため、原則規定しておくことが望ましい。ただし、一切の禁止だけでなく、必要に応じて一部の提供を認める場合や、一部の競合先に対してのみ禁止する場合は考えられる。

契約で定めた目的以外において、提供データの使用禁止を規定 (→ポイント集 Q.2, Q.6)

提供データを契約の目的以外で使用されると、加工した派生データや提供データを用いたサービスを競合先に提供される等、不利益が生じる場合がある。そのため、提供先において使用可能な目的を明確に定義するとともに、目的以外での使用を禁止することが考えられる。

契約終了時にデータを廃棄する義務を規定 (→ポイント集 Q.1, Q.11)

データを廃棄せずに提供先のサーバ等に保存したままにしていると、意図せず第三者に出回ってしまう可能性がある。対象となるデータについては、契約終了時に廃棄することを義務付けておくことで、データ漏えいの抑制につながる。

point 2 システムによる対策

データ自体を直接渡すのではなく、クラウドへのアクセス権限のみを付与する (→ポイント集 Q.1, Q.2)

データ自体を渡すことで、データが漏えいする可能性が高くなるとも考えられる。そのため、自社が契約するクラウド上で提供データを管理することが望ましい。提供先にはアクセス権限のみを付与し、クラウド上で作業ができるようにすることで、データの漏えいを抑制することができる。

point 3 法律でデータを保護するための対策

ID・パスワード等をかけて特定の相手にデータを提供 (→ポイント集 Q.1, Q.5)

不正競争防止法の「限定提供データ」として保護することができる。ただし、保護を受けるための要件を満たす必要があるため、3つの要件を踏まえて自社に適した管理を行うことが望まれる。
(不正競争防止法については、P11-12を参照)

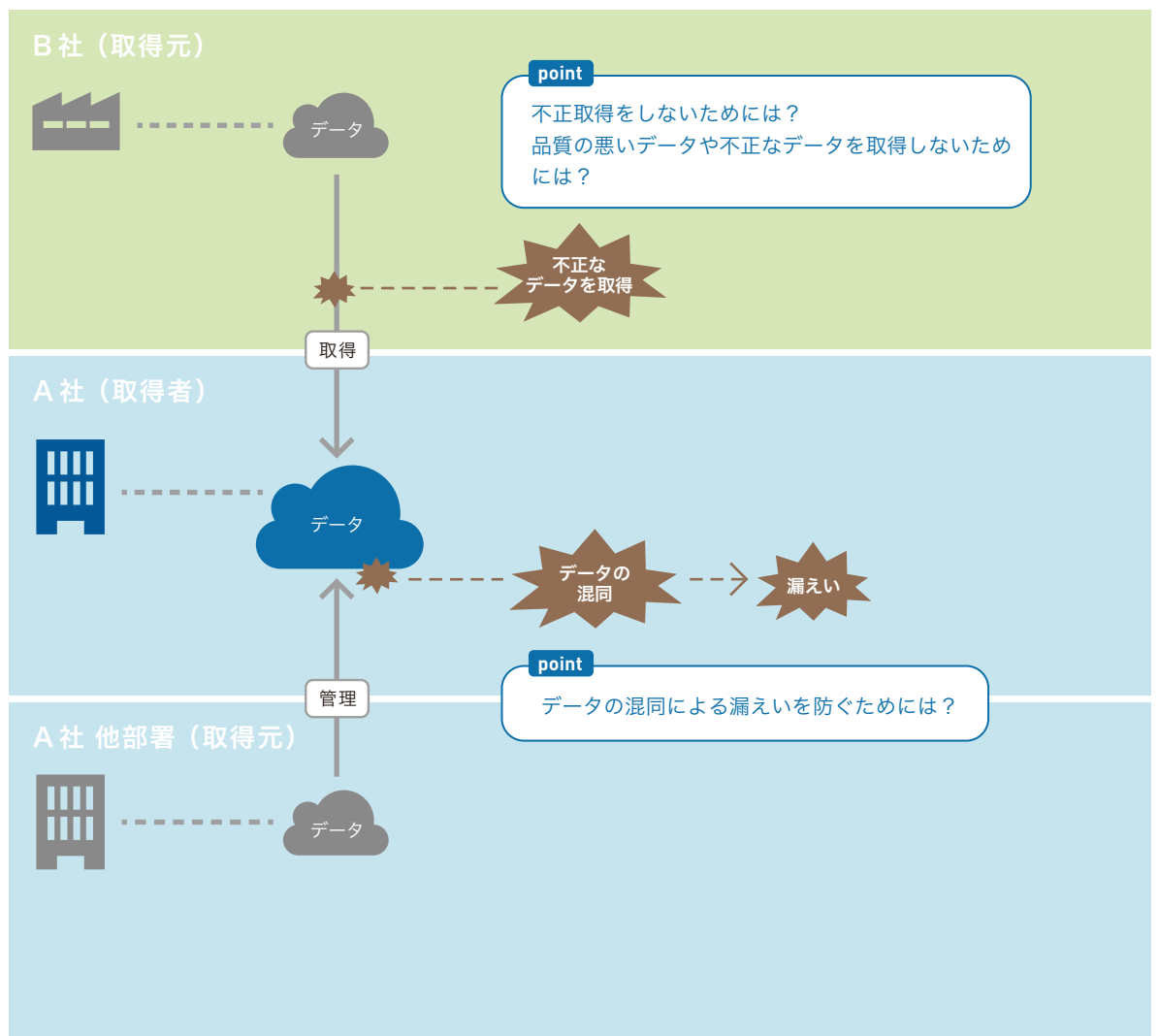
【第三者から漏えいした場合】

第三者からデータが漏えいし、限定提供データに該当する場合にも、民事規定において提供先との関係で、権限のない者の不正取得・使用・開示行為や、正当に取得した者の一部の使用・開示行為について、差止請求等を行うことができる他、転得者についてもその一部の取得・使用・開示行為について、不正競争防止法に基づいて差止請求等を行うことができる。契約に基づく対応を行う場合であっても、不正競争防止法等に基づく対応を行う場合であっても、提供データと漏えいデータの同一性の立証が問題となることが予想されることから、データ提供の段階から、データの同一性の立証を意識して電子透かし等を行う事が考えられる。(→ポイント集 P41を参照)

思わぬ不正で 社会的信頼を失わないためには？

データの取得には、自社が製造・販売した製品の稼働状況やサービス（アプリ等も含む）の利用状況等のデータを取得する場合や、他社からデータを取得する場合等が考えられる。
他社から取得したデータに法律で保護されているデータが含まれ、そのデータを不正に漏えいさせた場合には、差止めや損害賠償、社会的信用の失墜等のリスクが存在する。
そのため、データを取得する際には、取得したデータの法的保護の有無や、不正に取得されたデータではないことを確認し、保有する際には、具体的な管理方法も検討することが望まれる。

データ取得・保持の時系列イメージ



事前の対策でトラブル回避！

point 1 契約による対策

取得するデータの品質について、当事者間で共通認識を持つ (→ポイント集 Q.13)

データの品質として、正確性・完全性・安全性・有効性という考え方はあるが、取得元が責任をもって保証することが困難な場合も多いと考えられる。そのため、ムリな保証を求めるのではなく、当事者間で品質についての共通認識を持つことが大切。ただし、不正な行為や故意の改ざんがないことについては、取得元が保証できる場合が多いと考えられる。また、取得するデータに営業秘密や限定提供データを含まないことの保証をしてもらうことも考えられる。

要求されるデータの管理方法を確認したうえで契約に合意 (→ポイント集 Q.12)

データのセキュリティに対する考え方は、各社様々であることから、具体的に要求されるセキュリティレベルを確認することが大切。また、契約書の管理方法を遵守できておらず漏えいが発生した場合には、契約責任を負う可能性があることから、自社で契約が遵守できることを検討のうえ、契約交渉を行うことが望ましい。

point 2 システムによる対策

自社データと他社データの管理フォルダを分離 (→ポイント集 Q.12)

取得データが自社データと混ざり合うことで、管理が行き届きにくくなり、意図しない情報漏えいにつながる可能性があることから、自社データのフォルダと他社データのフォルダとの分離や、プロジェクトの担当者以外に対するアクセス制限を施すことが考えられる。

保有するデータに合ったクラウドサービスを検討 (→ポイント集 Q.23)

クラウド事業者が運営するクラウドサービスは、様々な仕様があるため、保有するデータに合うクラウドサービスを選択することが望まれる。他社であるクラウド事業者が運営する点で漠然とした不安はあるものの、IT環境の専門家が管理していることから、自社で管理するよりもセキュリティが高く、分析ソフト等の互換性も高いとして、積極的に活用する企業もある。

point 3 法的リスクへの対策

不正競争防止法上の不正な取得行為ではないことを確認 (→ポイント集 Q.8, Q.14)

不正競争防止法上の営業秘密や限定提供データの要件を満たしているデータを不正アクセスや詐欺等により取得した場合には、不正競争行為に該当し、自社のサービス停止や損害賠償等を求められる可能性がある。そのため、取得前に不正な取得行為にあたらぬことを確認することが望まれる。

(不正競争防止法については、P11-12を参照)

データの性質の意識づけ (→ポイント集 4-5. 全社的な教育・研修による育成)

データの管理区分や取扱方法といったことに対し、企業内で意識づけを行うことが望まれる。データの管理にあたっては、データの管理区分を適切に把握することが求められ、どのデータがどの管理区分に該当するのか適切に理解し、区分に応じた管理ができるように研修を行うことが望ましい。

【自社データの取り扱いについて】

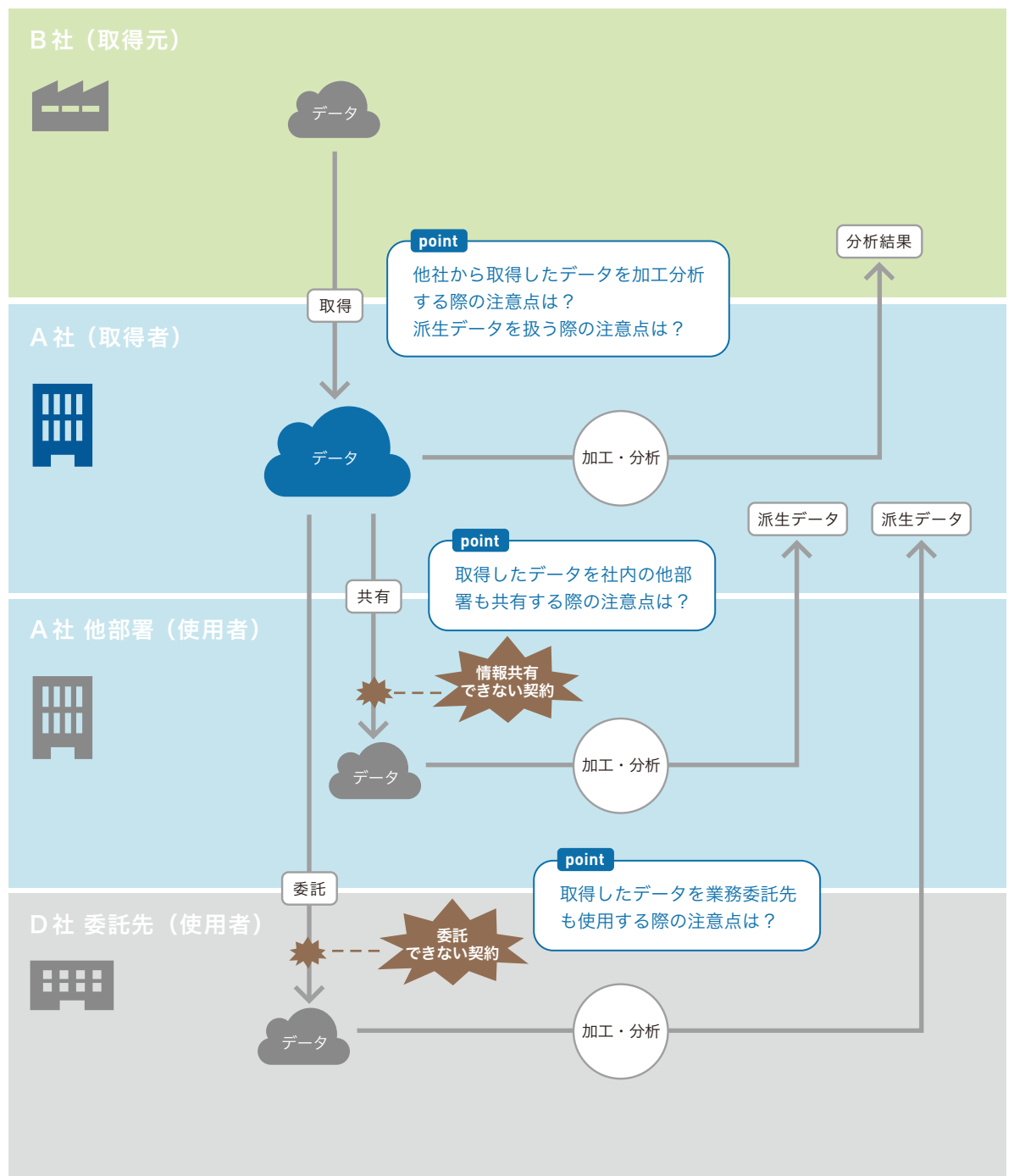
自社内の各部署からデータを集める場合には、各部署においてデータを秘密として管理している場合があるため、データ管理方法の確認等を行い、データの性質等に応じた対応を実施することが重要である。(→ポイント集 Q.18を参照)

また、自社内の現存のデータについては、将来の利活用可能性や管理コストとのバランスを考慮しつつ、将来的に価値を有した場合に備えて、営業秘密や限定提供データとしての保護を検討することも一案である。(→ポイント集 Q.19.20を参照)

使用するシーンごとに 契約内容を確認できているか？

データの使用とは、データを加工・処理等すること。自社の分析や解析のために加工する場合や、他社に派生データを提供するために加工する場合、また、業務委託先に依頼して加工させる場合等が考えられる。契約により、派生データの取扱いや、目的以外の使用禁止について規定されている可能性があるため、データを使用する際には、契約内容を確認することで、発生し得るリスクを低減することができる。

データ使用の時系列イメージ



「データの使用」と「契約の確認」をセットで考えよう！

point 1 契約による対策

取得データの使用前に、他社との契約内容を確認 (→ポイント集 Q.24)

取得データが社内の他部署に渡される場合があると考えられるが、契約によっては、同じ社内であっても契約で定めた目的以外の使用にあたり、契約違反となることもある。そのため、取得データを使用する場合には、取得元との契約を使用者が確認することが望まれる。

取得データを基に作成した派生データの取扱いについて、契約内容を確認 (→ポイント集 Q.25)

派生データの使用権限についても、一概に決まっているものではなく、契約ごとに決められるものであるため、派生データの取扱いについて契約を確認することが望まれる。また、契約時に派生データの取り扱いが規定されていない場合には、当事者間で共通認識を持つことが望まれる。

業務委託先に取得データを使用させることについて契約内容を確認 (→ポイント集 Q.27)

「第三者へのデータ提供禁止」が規定されている場合には、業務委託先での使用が契約違反になる可能性がある。そのため、業務委託先に取得データを使用させる場合には、相手方に確認することが望まれる。また、業務委託が事前に決まっている場合には、第三者に業務委託先を含まないように契約を締結することが考えられる。

point 2 システムによる対策

契約内容に応じて、自社のデータと他社のデータを区別 (→ポイント集 Q.24)

複数のデータセットを統合する場合には、データが混ざり合うことにより、管理が行き届かなくなり、意図しない漏えいにつながる可能性がある。区別が必要なデータについては、使用範囲を制限する等の対策を講じることが望ましい。

point 3 法的リスクへの対策

不正競争防止法上の不正な使用行為にあたらぬことを確認 (→ポイント集 Q.25, Q27)

不正競争防止法上の限定提供データにあたるデータを不正アクセスや詐欺等により取得したことを知りながら使用する場合には、不正競争行為に該当し、自社のサービス停止や損害賠償等を求められる可能性がある。また、正当に取得したデータであっても、悪質性が高い場合には、不法行為に該当する可能性がある。
(不正競争防止法については、P11-12を参照)

データの性質の意識づけ (→ポイント集 4-5. 全社的な教育・研修による育成)

データの管理区分や取扱方法といったことに対し、企業内で意識づけを行うことが望まれる。データの管理にあたっては、データの管理区分を適切に把握することが求められ、どのデータがどの管理区分に該当するのか適切に理解し、区分に応じた管理ができるように研修を行うことが望ましい。

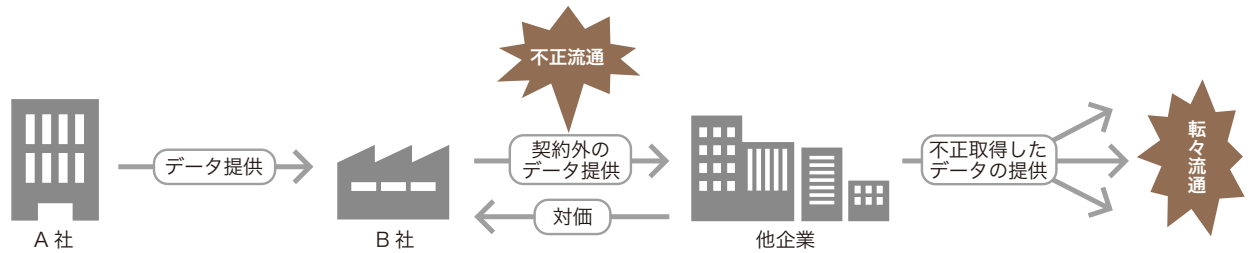
【派生データについて】

派生データとは、データ提供先がデータ提供型契約の契約目的の範囲内で加工・分析・編集・統合等を行うことによって初めて生じたデータであり、例えば、車載カメラの画像から障害物や店舗を判断したデータや、機器の稼働データから故障を判断したデータ、故障の原因をクラスタリングしたデータ等が考えられる。(→ポイント集 Q.4を参照)



データを不正流通から守るために

「気象」「地図」「機械稼働」「消費動向」等のデータは、共有・利活用により新たな事業が創出され、高い付加価値が生み出されている。これらのデータには創出、収集、分析、管理等の投資に見合った対価を回収できる環境が必要だが、複製が容易であり、いったん不正に出回ると一気に拡散する事から、投資回収の機会を失ってしまう恐れがある。



データの不正流通への不正競争防止法による対応

平成 30 年不正競争防止法改正において、他者に提供する前提にあるデータを念頭に、一定の要件を満たしたデータを「限定提供データ」とし、悪質性の高いデータの不正な取得・使用・提供行為を不正競争行為として位置づけ、民事措置（差止請求、損害賠償請求）の対象とした。

「限定提供データ」として法律による保護を受けるための3つの要件

不正競争防止法第2条第7項

この法律において「限定提供データ」とは、①業として特定の者に提供する情報として電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。次項において同じ。）により②相当量蓄積され、及び③管理されている技術上又は営業上の情報（秘密として管理されているものを除く。）をいう。

限定提供データの3要件

1 「業として特定の者に提供する」（限定提供性）

「業として」とは反復継続的に提供している場合（実際には提供していない場合であっても反復継続的に提供する意思が認められる場合も含む）をいう。「特定の者」とは一定の条件の下でデータ提供を受ける者を指す。

事例 「業として」：データ保有者が繰り返しデータ提供を行っている場合（各人に1回ずつ提供している場合も含む）。
「特定の者」：一定の条件の下でデータ提供を受ける者。会員制のデータベースの会員等。

2 「電磁的方法により相当量蓄積され」（相当蓄積性）

社会通念上、電磁的方法により蓄積されることによって価値を有すること。

「相当量」は個々のデータの性質に応じて判断されるが、当該データが電磁的方法により蓄積されることで生み出される付加価値、利活用の可能性、取引価格、収集・解析に当たって投じられた労力・時間・費用等が勘案される。なお、管理するデータの一部であっても、収集・解析に当たって労力・時間・費用が投じられ、その一部について価値が生じている場合は、相当蓄積性に該当する。

事例 携帯電話の位置情報を全国エリアで蓄積している事業者が、特定エリア単位で抽出し販売している場合、その特定エリア分のデータ（電磁的方法により蓄積されることによって取引上の価値を有していると考えられる場合）。

3 「電磁的方法により管理され」（電磁的管理性）

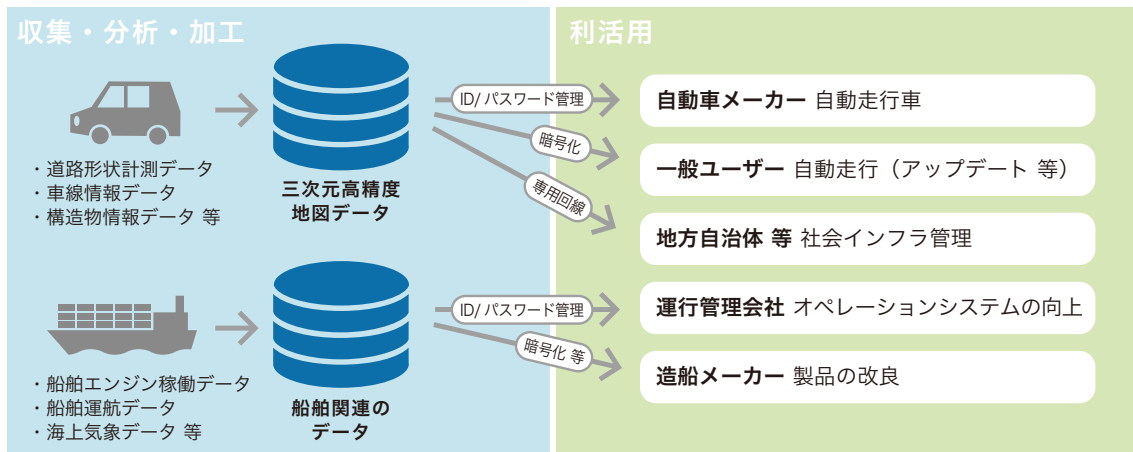
特定の者に対してのみ提供するものとして管理する保有者の意思が、外部に対して明確化されていること。

具体的には、ID・パスワードの設定等のアクセスを制限する技術が施されていること等が必要である。

事例 ID・パスワード、ICカードや特定の端末、トークン、生体認証によるアクセス制限。

「限定提供データ」のイメージ

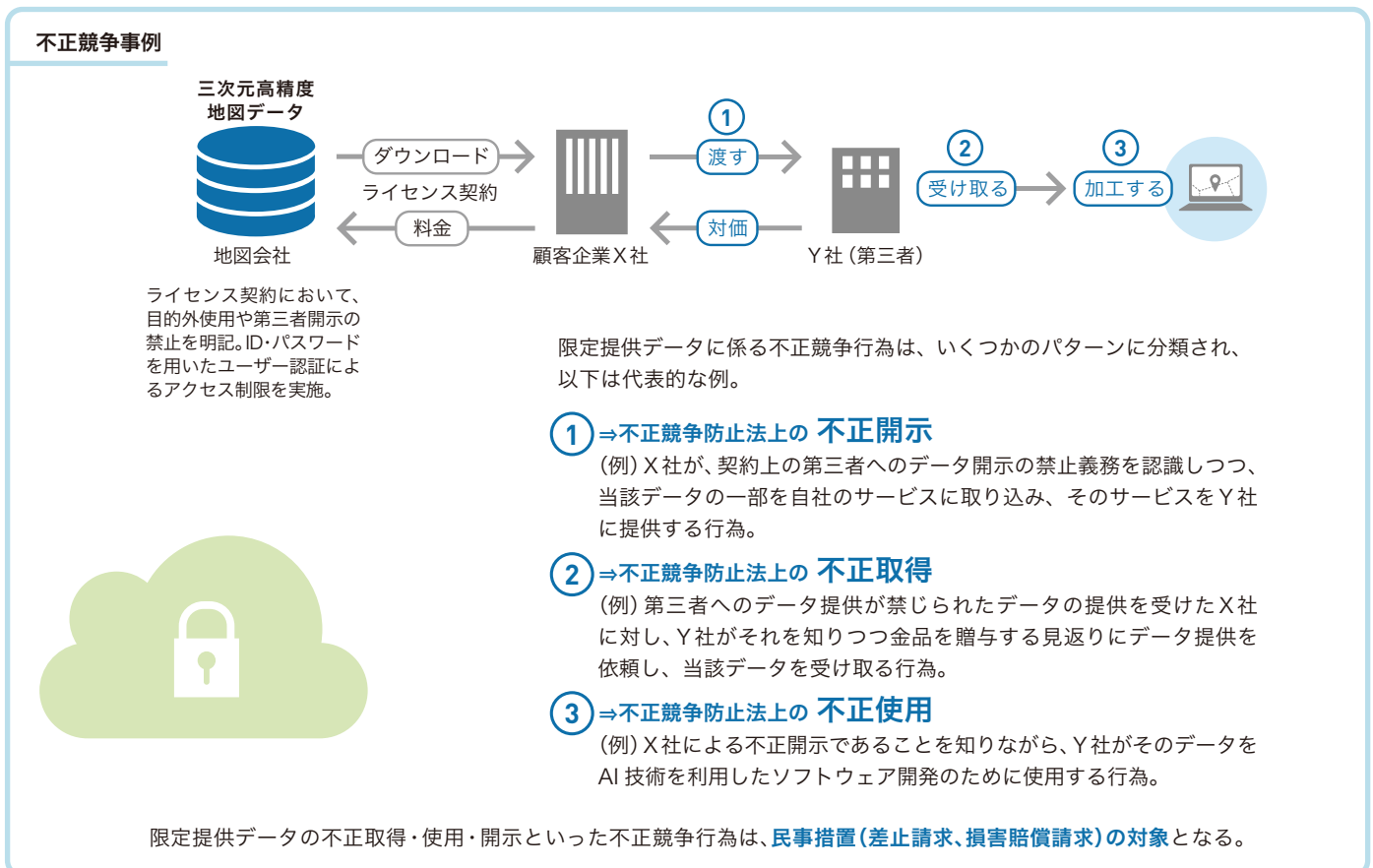
- ・技術上の情報：地図データ、機械の稼働データ、AI技術を利用したソフトウェア開発用のデータセット、AI技術の学習済みモデル等
- ・営業上の情報：消費動向データ、市場調査データ等
(データには、テキスト、画像、音声、映像等も含む。)



新たな事業の創出・
サービスや製品の価値向上

「不正競争の対象となる行為」について

限定提供データ保有者の利益を直接的に侵害する行為等の悪質性の高い行為が「不正競争」。「不正競争」として、「取得」、「使用」又は「開示」という行為が規定されており、これらの行為の対象は「限定提供データ」であることが必要。

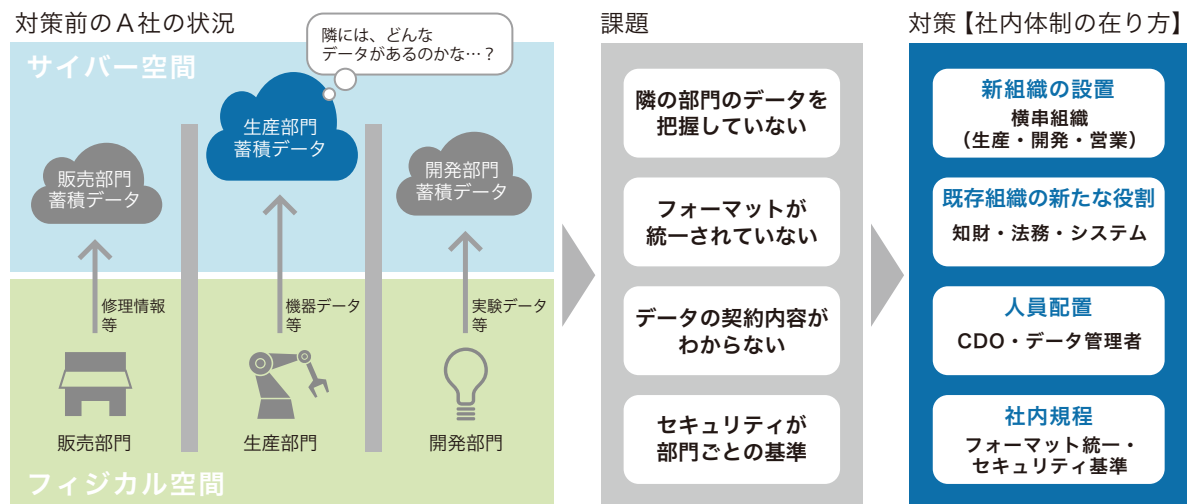


【限定提供データに関する指針について】

平成30年の不正競争防止法改正において導入された「限定提供データ」に係る「不正競争」について、各要件の考え方や該当する行為等の具体例を盛り込んだわかりやすいガイドラインとして、経済産業省から「限定提供データに関する指針」を発行している。
(<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/h31pd.pdf>)

部門ごとに対応できない場合は？

企業内においても、部門間でデータを共有しないことから、全社的なデータ利活用が進まない場合がある。また、管理方法が統一されておらず、データを統合する際に基準合わせからやり直す無駄が発生したり、部門間で交換したデータにおいて他社との契約内容が伝わらずに契約違反につながる場合等も考えられる。



全社的な横串組織の新設や、知財や法務、システム、セキュリティ等を所管する既存の組織への新しい役割の付与、個人のスキルに合わせた人員配置、社内規程の策定や教育による周知を行うなど、データ利活用のための社内体制を整える。

◆社内で組織的に進める

- 経営層自らが、横断的な取り組みを行うために、旗振り役を務める等して社内の意識変革を並行して進める。
- 部門横断的にデータを取り扱えるようにするだけでなく、新企画・新規事業等に係る社内の検討プロセスをアジャイル開発に即した形とし、データ利活用型の新企画・新規事業等を見据えたものに改める。

◆知財法務部門も積極的に参加する

- 知財部門では、オープンクローズ戦略等への助言が求められるため、全社的な経営会議や企画会議にも参加したり、研究開発部門、新規事業や新製品・サービス等を検討する部門との連携を図り、情報収集等を行うことが大切。
- 法務部門では、データ漏えい等のリスクへの備えにも積極的な関与が求められている。
- 不正競争防止法上の限定提供データや営業秘密の管理方法について、研修等による周知徹底を行うことが望ましい。

◆データ利活用を進める人材を配置する

- データサイエンティスト等の獲得のほかに、データ利活用のためには様々な階層・職位、職務を担う人材の知識や技能の向上も求められる。
- データ利活用の責任の所在が不明確となることで意思決定に時間を要するおそれが生じるため、データ利活用に関する全社的な責任を負う CDO (Chief Data Officer/ Chief Digital Officer) 等として、担当役員の任命や、外部からの人材採用を検討することが望ましい。

万が一の不正行為への備えは？

◆法的な主張を行うために、証拠を揃えておく

- 共同研究開発や委託を受けた研究開発に際しては、他社が独自に進めていた研究開発成果等のデータの開示を受けることもあることから、他社データと自社データが紛れやすい。そのため、他社からデータを取得する場合、有用性だけでなくリスク面についても一定の配慮を行い、不必要なデータは取得せず、秘密情報として管理すべきデータの範囲を明確化する。
- 秘密情報にあたるデータを取得し、データの不正使用を相手方から疑われた場合には、反証するために、取得した秘密情報にあたるデータが自社データと分離管理されていることが重要。

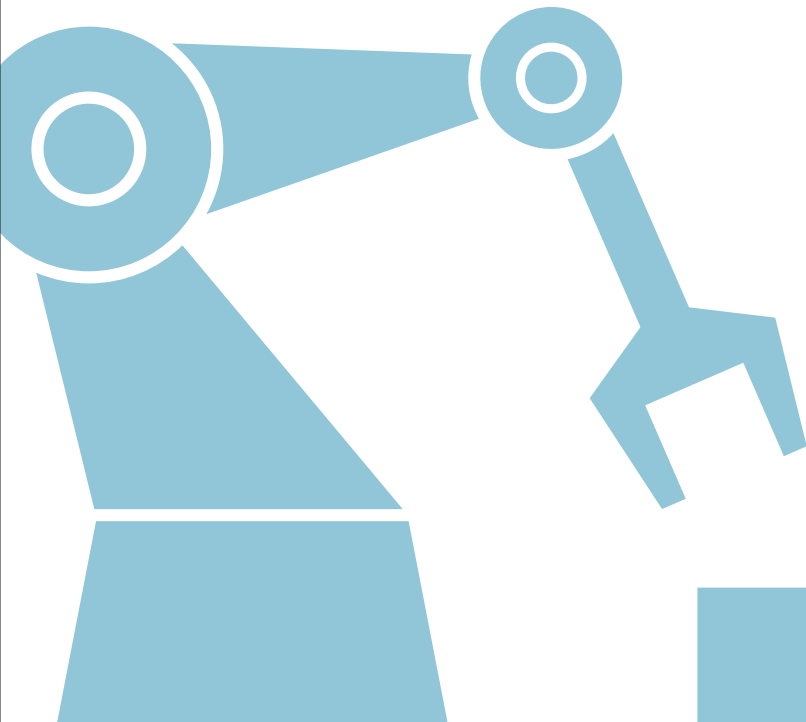
◆リスクが顕在化した場合には、初動が肝心


- データ流出等が生じた場合、初動を間違えてしまうと、企業イメージの悪化や被害の拡大につながる。迅速かつ適切な法的措置のために、適切な初動をとることが重要。
- 初動を円滑に行うためには、対応をあらかじめ定めておき、その取り組みの実施や組織体制の整備が重要。

	データ提供先から漏えいした場合の考え方
いつ	提供先から漏えいしたタイミングを検知することは難しく、漏えいの疑いや、漏えいの実態を認識した時点、認識した根拠、認識するに至った経緯を把握する。
だれが	データを漏らしたのがデータの提供先であるとの認識に至っても、具体的に誰が漏らしたのかを外部から把握することは容易ではない。そこで「いつ」「なにを」の欄に記載した事実を相手に伝えて相手方に調査を依頼する場合が考えられる。
なにを	提供先から漏えいした場合、範囲を把握することは難しいこともあるが、少なくとも自社が提供したデータの具体的な内容や提供時期・提供態様等を客観的に示すことができれば、特定に役立つ。また、電子透かし等の技術によりデータの同一性を示す手段によって、客観性を高めることも可能。
どのように	データを漏らしたのが提供先であるとの認識に至っても、具体的にどのような方法・原因で漏えいしたのかについて外部から把握することは容易ではない。そこで「いつ」「なにを」の欄に記載した事実を相手に伝えて相手方に調査を依頼する場合が考えられる。

◆懸念が顕在化する前に早めの相談を！

INPIT知財総合支援窓口（全国の都道府県に設置）
TEL 0570-082100 （最寄りの知財総合支援窓口につながる共通番号） https://chizai-portal.inpit.go.jp/
営業秘密・知財戦略相談窓口（営業秘密110番）
TEL 03-3581-1101（内線3844） https://faq.inpit.go.jp/tradesecret/service/



不正競争防止法 METI 

※「データ利活用のポイント集」と併せてご利用ください→

経済産業政策局 知的財産政策室

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/index.html>
E-mail: chitekizaisan@meti.go.jp

電話：03-3501-3752(直通) FAX：03-3501-3580

発行 2020年00月00日

・本テキストの電子ファイルも上記リンクに掲載いたします。
・送料ご負担いただける場合には、紙媒体の資料を送付いたします。